



OSAKA Titanium technologies Co.,Ltd.



2026 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 川 福 純 司
(コード番号：5726 東証プライム)
問合せ先 総 務 人 事 部 長 北 村 尚 久
(TEL. 06-6413-9911)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 25 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、1952 年に日本で初めてスポンジチタン製造の工業化に成功して以来、航空宇宙産業やエレクトロニクス産業を中心に、同製品をはじめとする高純度・高品質の素材を供給し、世界有数の生産能力を有するトップクラスのスポンジチタンメーカーとしてお客様より高い評価をいただいております。中でも航空機エンジン向けの「プレミアムクオリティ」と称される高品質チタンを提供できる技術を有するのは、当社を含めて世界に数社のみです。また、スポンジチタンを主原料とした当社のチタンインゴットは、表面状態や内部品質の良好さを特徴としており、軽量・高強度・高耐食性を活かし、苛性ソーダ等の化学物質製造に用いられる電解プラントの電極及び熱交換器用チタン板などに用いられています。

当社を取り巻く事業環境につきましては、ウクライナ情勢を契機とした航空機向けスポンジチタンのグローバルサプライチェーン再編に伴い、ロシア製スポンジチタンからの代替需要が拡大しており、当社が製造するスポンジチタンの需要は一段と高まっております。足元では航空機サプライチェーン内で一時的な在庫調整が生じているものの、中長期的には大手航空機メーカーの増産計画を背景に、航空機向けスポンジチタンの需要は拡大していくものと見込んでおります。加えて、熱交換器用チタン板を含む一般産業用途向けチタン製品に関しても需要拡大が見込まれていることから、将来的なチタン需給逼迫の可能性を見据え、当社を含むスポンジチタンメーカーに対して、チタンサプライチェーン全体から高品質スポンジチタンの安定供給が強く要請されている状況となっております。

かかる環境下において、当社は将来的なスポンジチタン需要の拡大に応えるべく生産体制の整備を進めてまいりましたが、中長期的には需要が既存設備の生産能力を上回る水準まで拡大するものと見込んでおります。こうした拡大する需要を確実に捉え、また、高品質スポンジチタンの安定供給というグローバルサプライチェーンにおける役割を果たすべく、2024 年 9 月 2 日開催の取締役会において、年間 10,000 トン規模の同製品の生産能力増強計画を決議いたしました。当該計画に基づき、本社・尼崎工場においてスポンジチタン製造設備への投資を進めており、完成後の生産能力は 25%増加し、年間 50,000 トン（公称値）となる見通しです。2027 年度末までの完成に向け工事は計画通り進捗しております。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

今般の新株式発行による調達資金は、上記スポンジタン製造設備への投資に係る投資資金約 390 億円の一部に充当することを予定しております。なお、当該生産能力増強計画は、日本政府が定める経済安全保障推進法に基づく特定重要物資の供給確保計画として、経済産業省から 2024 年 8 月 30 日付で認定されております。当該認定による助成額は最大約 80 億円を見込んでおり、その一部を既に受領し、上記設備投資資金の一部に充当しております。

本資金調達を含む一連の取り組みを通じて、将来の機動的な戦略投資を可能とする財務柔軟性を確保するとともに、わが国の経済安全保障及びグローバルサプライチェーンへの貢献、ひいては当社の中長期的な企業価値向上を目指します。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 7,000,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2026 年 9 月 1 日(火)から 2026 年 9 月 4 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 2026 年 9 月 9 日(水)又は 2026 年 9 月 10 日(木)のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が 2026 年 9 月 1 日(火)、2026 年 9 月 2 日(水)又は 2026 年 9 月 3 日(木)の場合は 2026 年 9 月 9 日(水)、発行価格等決定日が 2026 年 9 月 4 日(金)の場合は 2026 年 9 月 10 日(木)とする。 |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 川福純司に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 1,050,000 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 1,050,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 川福純司に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当社普通株式 1,050,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込決定方法 金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される
資 本 準 備 金 の 額 資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 2026 年 9 月 28 日(月)
- (6) 払 込 期 日 2026 年 9 月 29 日(火)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 川福純司に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から 1,050,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,050,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は 2026 年 8 月 25 日（火）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 1,050,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2026 年 9 月 29 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 9 月 24 日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	36,800,000 株	（2026 年 8 月 25 日現在）
一般募集による増加株式数	7,000,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	43,800,000 株	
本件第三者割当増資による増加株式数	1,050,000 株	（注）
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	44,850,000 株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 21,979,704,500 円については、21,979,704,500 円を 2028 年 3 月末までにスポンジチタンの生産能力増強を目的とした、本社・尼崎工場におけるスポンジチタン製造設備に係る設備投資資金の一部に充当し、残額が生じた場合には、2027 年 12 月末までに借入金の返済資金に充当する予定であります。

当社が生産するスポンジチタンは、ウクライナ情勢を契機とした航空機向けスポンジチタンのグローバルサプライチェーン再編、大手航空機メーカーの増産計画を背景に、中長期的な需要拡大が見込まれております。当社は、将来的なスポンジチタン需要の拡大に因應べく、2024 年 9 月 2 日開催の取締役会において、年間 10,000 トン規模の同製品の生産能力増強計画を決議し、当該計画に基づき、本社・尼崎工場におけるスポンジチタン製造設備への投資を進めております。今回の新株式発行による資金調達により、当該設備投資に必要な資金を確保し、当社の持続的な成長を追求するとともに、スポンジチタンの安定供給を通してわが国の経済安全保障及びグローバルサプライチェーンへの貢献につなげてまいりたいと考えております。

なお、当社の設備投資計画は、2026 年 8 月 25 日現在（ただし、既支払額については 2026 年 7 月 31 日現在）、以下のとおりであります。

会社名	事業名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法 (注) 2.	着手 年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	本社・ 尼崎工場 (兵庫県尼崎市)	チタン 事業	スポンジ チタン 製造設備	約 39,000	6,409	増資資金、 自己資金 及び借入金	2024 年 9 月	2027 年度 末迄	生産 能力 25%増

(注) 1. 上記の金額には消費税は含まれておりません。

2. 増資資金は、今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る調達資金であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記 3. (1) に記載の使途に充当することにより、事業の拡大及び財務体質の強化につながり、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来に亘り企業価値の向上を図るべく経営基盤の強化を進めていくと同時に株主に対する利益還元を経営の最重要課題と位置付けております。

利益の配分に関しましては、持続的成長のための投資と財務体質の安定・強化に必要な内部留保の充実を図るとともに、株主への配当につきましては、安定性に配慮しつつ 25% から 35% の配当性向を目安に実施する方針としております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。なお、剰余金の配当につきましては、会社法第 459 条第 1 項及び第 460 条第 1 項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末及び期末に、年 2 回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行う場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行います。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える生産体制及び技術・製造開発体制を強化するために有効に投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	263.30 円	192.69 円	70.02 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	70.00 円 (20.00 円)	50.00 円 (25.00 円)	18.00 円 (5.00 円)
実績配当性向	26.6%	25.9%	25.7%
自己資本当期純利益率	28.1%	17.4%	5.9%
純資産配当率	7.5%	4.5%	1.5%

- (注) 1. 実績配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	2027 年 3 月期
始 値	3,210 円	2,631 円	1,947 円	2,602 円
高 値	3,750 円	3,090 円	3,435 円	3,315 円
安 値	2,388 円	1,660 円	1,293 円	2,195 円
終 値	2,630 円	1,924 円	2,485 円	2,990 円
株価収益率	10.0 倍	9.9 倍	35.5 倍	—

- (注) 1. 2027 年 3 月期の株価については、2026 年 8 月 24 日(月)現在で表示しております。
2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、2027 年 3 月期に関しては、期中であるため記載しておりません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社神戸製鋼所、日本製鉄株式会社及び住友商事株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。